

暗号資産制度について

2025年7月31日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

目次

I	これまでの資金決済法改正の経緯	p.2
II	暗号資産に関する現行法制の概要	p.6

I これまでの資金決済法改正の経緯

資金決済制度への対応

- 送金・決済サービスの分野では、デジタル化等の経済・社会の変化に応じ、2020年以降、資金移動業の柔構造化、暗号資産交換業の規制強化、電子決済手段等取引業の創設といった対応を行ってきた。
- さらに近年では、従前の金融規制がその対象として典型的に想定していた形態とは異なる様々なサービスが提供・利用されるようになってきている。こうした新たな金融サービスの登場を踏まえ、利用者保護等に配慮しつつ、適切な規制のあり方を検討し、信託型ステーブルコインの裏付け資産の管理・運用の柔軟化、暗号資産交換業者等に対する国内保有命令の導入、暗号資産等取引に係る仲介業の創設といった対応を行った。

前払式支払手段

【2010年施行】

・前払式支払手段の創設
(注)

(注)
従前からの前払式証票に加え、サーバ型電子マネーを含め「前払式支払手段」として定義。

【2023年施行】

・高額電子移転可能型前払式支払手段に関する規制の導入

資金移動業

【2010年施行】

・資金移動業の創設

【2021年施行】

・資金移動業の3類型化
・一部の収納代行につき
為替取引該当性の明確化

【2025年6月成立】

・国境を跨ぐ収納代行への規制の適用
・破綻時等における利用者資金の返還方法の多様化

電子決済手段 (ステーブルコイン)

2019年
いわゆるグローバル・ステーブルコイン構想

【2023年施行】

・電子決済手段等取引業の創設

【2025年6月成立】

・信託型ステーブルコインの裏付け資産の管理・運用の柔軟化

【2025年6月成立】

・暗号資産交換業者等に対する国内保有命令の導入
・暗号資産等取引に係る仲介業の創設

暗号資産 (仮想通貨)

2009年
ビットコインの登場
2014年
大手仮想通貨交換業者の破綻

【2017年施行】

・仮想通貨交換業の創設

2018年
仮想通貨の流出事案

【2020年施行】

・「仮想通貨」から、「暗号資産」に変更
・利用者資産の原則
オフライン管理
・資金調達を行う場合に証券規制を適用

2022年
国際的に活動していた
暗号資産交換業者の破綻

2024年
暗号資産の流出事案

仮想通貨・暗号資産に関するこれまでの主な制度整備

1. MT GOXの事案について

- ビットコインの取引所業務を行っていたMT GOX社について、破産手続が開始(2014年)

2. 国際的な議論の状況

- G7エルマウ・サミット首脳宣言(2015年6月)
「我々は、仮想通貨及びその他の新たな支払手段の適切な規制を含め、全ての金融の流れの透明性拡大を確保するために更なる行動をとる。」
- FATF(金融活動作業部会)ガイダンス(2015年6月)
各国は、仮想通貨と法定通貨を交換する交換所に対し、登録・免許制を課すとともに、顧客の本人確認義務等のマネーロンダリング・テロ資金供与規制を課すべきである。

4. 暗号資産を取り巻く環境の変化

- | | |
|--------------------------------|-------------------------------------|
| 顧客の暗号資産の流出
事案が発生 | 暗号資産が投機対象化 |
| 事業規模の急拡大の一方で、
交換業者の態勢整備が不十分 | 暗号資産を用いた新たな取引が
登場
(証拠金取引、ICO) |

5. 資金決済法・金融商品取引法等の改正(2020年5月施行)

- 国際的な動向等を踏まえ、法令上の呼称を「仮想通貨」から「暗号資産」に変更
- 利用者資産の原則オフライン管理を義務化
- セキュリティトークン発行による資金調達を行う場合に証券規制を適用、暗号資産デリバティブ取引に係る規制を整備

6. 資金決済法等の改正(2023年6月施行)

- ステーブルコインの規制の整備

7. 犯罪収益移転防止法等の改正(2023年6月施行)

- 暗号資産交換業者に対し、暗号資産の移転時に送付人・受取人の情報を通知する義務(トラベルルール)を新設

8. 資金決済法の改正(2025年6月成立)

- 暗号資産交換業者等に対する国内保有命令の導入
- 暗号資産等取引に係る仲介業の創設
- 信託型ステーブルコインの裏付け資産の管理・運用の柔軟化

3. 資金決済法・犯罪収益移転防止法等の改正(2017年4月施行)

- 仮想通貨交換業者に登録制を導入
※利用者保護の観点から、一定の制度的枠組みを整備
(最低資本金、顧客に対する情報提供、顧客財産と業者財産の分別管理、システムの安全管理 など)
- 口座開設時における本人確認等を義務付け

(参考) 資金決済に関する法律の一部を改正する法律 (2025年6月成立) の概要

金融のデジタル化等の進展に対応し、利用者保護を確保しつつ、イノベーションを促進するため、暗号資産・電子決済手段(ステーブルコイン)関連の規制と資金移動業関連の規制を見直す。

暗号資産・電子決済手段関連

暗号資産交換業者等に対する資産の国内保有命令の導入

- 暗号資産の現物のみを取り扱う暗号資産交換業者・電子決済手段等取引業者が破綻した場合等に国内利用者への資産の返還を担保するため、暗号資産のデリバティブ等を取り扱う金融商品取引業者に対する規定と同様に、資産の国内保有命令を発出できるようにする。

信託型ステーブルコイン(特定信託受益権)の裏付け資産の管理・運用の柔軟化

- 現在、全額を要求払預貯金のみで管理することを求めている特定信託受益権の裏付け資産について、国際的な動向を踏まえ、発行額の50%を上限に、元本を毀損しない形で、国債及び定期預金による運用を認める。

暗号資産等取引に係る仲介業の創設

- 暗号資産交換業者・電子決済手段等取引業者と暗号資産等の売買・交換を行いたい利用者を引き合わせる行為(媒介)のみを行う仲介業(登録制)を創設する。
 - 利用者への説明義務や広告規制について、暗号資産交換業者等と同様の規制を設ける。
 - 利用者の資産を預からないため、財務規制は設けない。

※マネー・ローンダリング規制は暗号資産交換業者等に義務付けられているため、仲介業者には課さない。

資金移動業関連

国境を跨ぐ収納代行への規制の適用

- 自身が関与しない取引の決済のために国際送金を行う収納代行業者について、利用者保護やマネー・ローンダリング等のリスクへの対応の観点から、資金移動業の規制を適用する。

(参考)2024年12月、金融安定理事会(FSB)が「クロスボーダー送金サービスを提供する銀行・ノンバンクの規制・監督に係る勧告」を公表。同勧告では、国際送金のリスクに対して統合的な規制・監督を求めている。

破綻時等における利用者資金の返還方法の多様化

- 資金移動業者の破綻時等の利用者資金の早期返還のため、銀行等の保証機関や信託会社等による資産保全について、既存の供託を経由する返還手続に加え、新たに利用者に直接返還する方法を認める。

Ⅱ 暗号資産に関する現行法制の概要

暗号資産の定義

○ 資金決済法第2条第14項では、暗号資産は、以下の性質を有する財産的価値と定義されている。

- 代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる（※）
- 不特定の者を相手方として購入・売却を行うことができる
例：ブロックチェーン等のネットワークを通じて不特定の者の間で移転可能な仕組み
- 電子的方法により記録され、電子情報処理組織を用いて移転することができる
- 本邦通貨・外国通貨、通貨建資産、電子決済手段又は金商法において有価証券として扱われるトークン（いわゆるセキュリティトークン）ではない

※ 社会通念上、法定通貨や暗号資産を用いて購入又は売却を行うことができる物品等にとどまると考えられるもの（例：規約等において決済手段としての使用の禁止が明示され、かつ、最小取引単位当たりの価格が1,000円以上又は発行数量100万個以下のもの）は、この要件を満たさない（事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 16. 暗号資産交換業者関係）1-1-1①（注）、「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」の一部改正（案）の公表に対するパブリックコメントの結果等について（別紙1）コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（2023年3月24日）No.16, 21参照）。

＜参考＞資金決済法第2条（定義）

7 この法律において「通貨建資産」とは、本邦通貨若しくは外国通貨をもって表示され、又は本邦通貨若しくは外国通貨をもって債務の履行、払戻しその他これらに準ずるもの（以下この項において「債務の履行等」という。）が行われることとされている資産をいう。この場合において、通貨建資産をもって債務の履行等が行われることとされている資産は、通貨建資産とみなす。

14 この法律において「暗号資産」とは、次に掲げるものをいう。ただし、金融商品取引法第二十九条の二第一項第八号に規定する権利を表示するものを除く。

- 一 物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨、通貨建資産並びに電子決済手段（通貨建資産に該当するものを除く。）を除く。）を除く。次号において同じ。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの
- 二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

暗号資産に係る主な規制

	暗号資産交換業	電子決済手段・暗号資産サービス仲介業 (2025年6月成立・公布、1年以内に施行予定)
参入形式	登録	登録 (所属制を採用)
対象行為	① 暗号資産の売買、他の暗号資産との交換 ② ①の行為の媒介・取次ぎ・代理 ③ ①②の行為に関して行う利用者の金銭の管理 ④ 他人のために行う暗号資産の管理	①暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換の媒介 ②電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換の媒介 (※所属先の委託を受けて当該所属先のために行うものに限る)
登録主体の制限	株式会社	—
財務要件	<ul style="list-style-type: none"> 資本金1,000万円以上 純資産が負の値でないこと 	—
利用者資産の管理	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の暗号資産の分別管理（原則コールドウォレット） 利用者の暗号資産の管理状況の外部監査 利用者の金銭の信託 	— (※利用者資産の受託は不可)
利用者保護措置	<ul style="list-style-type: none"> 利用者への情報提供・説明義務 一定の禁止行為（例：虚偽表示、誤認表示、投機を助長するような表示等） 不適切な暗号資産を取り扱わないための措置 等	<ul style="list-style-type: none"> 利用者への情報提供・説明義務 所属先による損害賠償責任 一定の禁止行為 等
広告規制	<ul style="list-style-type: none"> 一定の事項の表示義務（例：暗号資産交換業者の商号、暗号資産の性質等） 	<ul style="list-style-type: none"> 一定の事項の表示義務 (※暗号資産交換業者の規定を準用。詳細は内閣府令にて規定予定)
情報の安全管理	情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の情報の安全管理のために必要な措置	
委託先管理	委託に係る業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置	
AML/CFT	<ul style="list-style-type: none"> 犯収法に基づく義務 (取引時確認、疑わしい取引の届出、トラベルルール等)	— (※所属先の暗号資産交換業者において対応)